

I note.....



発行 京築教育事務所人権・同和教育室

はじめに

令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の位置付けが「5類感染症」に移行したことにより、可能な限り集合・対面で研修会を開催しました。研修会の参加者に、講演や実践発表で学んだ内容を当事者意識をもって考え直しもらい、知識の定着を図ってもらうために、意図的に協議や意見交流の時間を設定しました。参加者からは、「人権教育の推進を当事者意識をもって考えることができました。」「参加型の研修会で学びが深まりました。」といった感想が多く寄せられました。教育事務所として、今後もリアルで、より実践的な研修会を開催していきたいと考えています。

さて、「子ども基本法」が令和5年4月に施行されました。この法律は、「すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指しています。また、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」には、従来の生徒指導実践上の視点に「安全・安心な風土の醸成」の項目が追加され、「児童生徒一人一人が、安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要がある」と記されています。これらは、子どもの権利を保障しなければならないという社会へのメッセージではないでしょうか。今回の「I note あいのて」の「人権教育のツボ②」では、「子ども大綱」や「子どもまんなか社会」等について掲載していますのでご一読いただければ幸いです。

「I note あいのて(31号)」のメニュー

- ◇人権教育のツボ①
 - ・組織的な人権教育を行うために…
- ◇人権教育のツボ②
 - ・子ども大綱について
- ◇人権教育学びのコーナー
 - ・人権が尊重される学校づくりの推進に向けて
- ◇研修コラム
 - ・令和5年度 要請研修ランキング



人権教育の「ツボ」①

組織的な人権教育を行うために…

学校で組織的な人権教育をおこなうためにはどうしたらよいでしょうか?「学校においては、校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組むための校内推進体制を確立するとともに…(略)…取組を組織的・継続的に行うことが重要です。」とあります。以下に、本年度、実際に行った研修を基に概説します。 下線「人権教育研修会資料集」より抜粋

【校長人権教育研修会】 校長のリーダーシップの下

協議「組織的な人権教育の推進に向けて」
内容:GRROWシートを用いて協議することを通して、学校経営において大切にしたいことやビジョンを明確にした。

【副校長・教頭人権教育研修会】 推進体制を確立する

協議「みんなで一歩を踏み出す人権教育を創る」
内容:校長が作成したシートから経営方針を捉え、職員が一体となって人権教育を推進する体制づくりを考えた。

【人権教育担当者等研修会】 組織的・継続的に行う

協議「組織的な人権教育の推進のための取組の重点化」
内容:人権教育推進役としての役割を捉え、メンター機能を基に協働・連携の方法を見いだした。

学年主任、生徒指導部、進路指導部など

全ての子ども達へ…

児童生徒の人権感覚育成のためにご活用を!!

※京築教育事務所HPにも掲載

～日々の授業における人権感覚の育成に向けて～

人権が尊重される授業づくりV10の視点



授業実践の場では、子ども一人一人の個性や能力を伸ばすことが大切です。人権教育は、子ども一人一人の個性や能力を伸ばすための大切な学びです。授業実践の場では、子ども一人一人の個性や能力を伸ばすことが大切です。人権教育は、子ども一人一人の個性や能力を伸ばすための大切な学びです。

～人権が尊重される環境づくりV10の視点～

人権が尊重される環境づくりV10の視点



授業実践の場では、子ども一人一人の個性や能力を伸ばすことが大切です。人権教育は、子ども一人一人の個性や能力を伸ばすための大切な学びです。授業実践の場では、子ども一人一人の個性や能力を伸ばすことが大切です。人権教育は、子ども一人一人の個性や能力を伸ばすための大切な学びです。

職員全体で、学校における人権教育の目標と指標を共有しましょう!

全職員で一歩を踏み出してもらいたい!

研修コラム

令和5年度 要請研修ランキング!

今年度の要請研修では、受講者のみなさんに人権感覚を高めてもらうこと、当事者意識を高めてもらうことを大きな目標として「アウトプット型」の研修を意識して実施しました!

☆第1位☆ 「こどもの人権」

【内容】児童の権利条約、子ども基本法、ヤングケアラー など

【子ども基本法】

全ての子どもが…(略)…将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現
参考:「子ども家庭庁」

【ヤングケアラー】

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども
参考:「子ども家庭庁」

キーワード:「子どもまんなか社会」の実現

◇第2位◇ 「性的少数者」

【内容】LGBTQ、性の構成要素 現場における具体的な対応

【LGBT】

L(レズビアン)
同性を好きになる女性
G(ゲイ)
同性を好きになる男性
B(バイセクシュアル)
異性も同性も好きになることもある人
T(トランスジェンダー)
出生時の性と異なる性別を生きている人
参考:「福岡県RAINBOWガイドブック」

【性の構成要素】

- ① 身体の性(性的特徴): 生まれながらの生物的な性別
- ② こころの性(性自認): 自分の性別をどう認識するか
- ③ 社会的な性(性表現): 後天的に身につけていく性
 - ・性別役割: 社会に期待される男・女としての役割
 - ・性別表現: 服装やどのようにふるまうか
- ④ 好きの性(性的指向): どういった対象を好きになるか
参考:「H28厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業」

キーワード:性は「グラデーション」

○第3位○ 「同和問題」

【内容】同和問題、部落差別の歴史 現代の部落差別 など

【同和問題】

日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれる…(略)…我が国固有の人権問題
参考:「法務省」

【部落差別の歴史】

- 中世 → ①差別の社会的成立 (平安・鎌倉・室町時代)
- 近世 → ②差別の政治的制度的成立 (織田・豊臣政権から江戸時代)
- 近代 → ③社会問題としての部落差別の成立 (明治時代から戦前まで)
- 現代 → ④差別のない社会をめざして
参考:「部落史に学ぶ(外川正明氏)」

キーワード:形を変え、現在もなお残る「不当な差別」

【個別の人権課題】



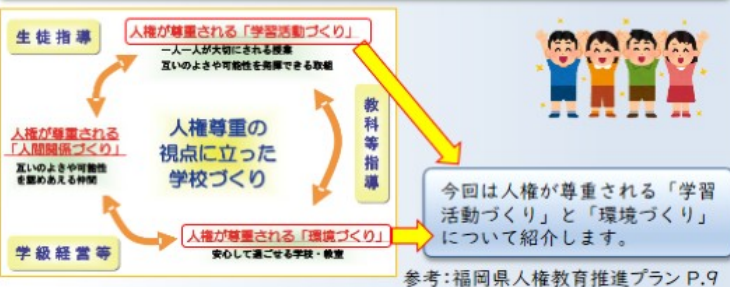
みなさんはどの人権課題に関心がありますか? 来年度も多くの要請をお待ちしております!



人権教育 学びのコーナー

人権が尊重される学校づくりの推進に向けて

児童生徒の人権が尊重され、一人一人が大切にされていることを実感できる学校は、児童生徒に安心感や自信を与えます。そのために、教職員が一体となって、教育活動全体を通じて人権教育を推進していくことが必要です。学校においては、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を一体となって取り組む「学校づくり」が大切になります。



○ 人権が尊重される「学習活動づくり」

日々の授業における活動の一つ一つが人権尊重の雰囲気を醸成する上での重要な要素になります。人権尊重の視点に立った「学習活動づくり」で大切にしたい要素を2つ紹介します。

要点 一人一人を大切に作る姿勢を見せましょう！

児童生徒は、ほめられることで意欲が向上します。他者との良好な関係も築くことができ、学習効果が高まります。意識して賞賛や励ましの言葉をかけましょう。



要点 授業のねらい達成に関わる交流活動を行う授業づくりをしましょう！

児童生徒は、交流活動の中で、ねらいに迫る対話を行うとともに、想像力や共感力、コミュニケーション能力等の人権感覚の育成に必要な力が身に付きます。授業の中にペア・グループ交流等を意図的に仕組んでいきましょう。



参考：人権が尊重される授業づくり10の視点(京築教育事務所発行)

○ 人権が尊重される「環境づくり」

人権尊重の「環境づくり」は学校全体の雰囲気そのものに関わるものです。児童生徒が自らの大切さが認められることを実感できるような「環境づくり」のポイントを2つ紹介します。

ポイント 「言語環境」を整える

言語環境は、あらゆる人間関係の基盤です。学級全体の言語環境を整えることに気をつけ、教師自らが望ましい言語活動に心がけましょう。



ポイント 「教室環境」を整える

教室が、児童生徒の心安らぐ場所になるために、一人一人の名前や作品が掲示されているなどの環境がとても重要です。教師と児童生徒の思いが重なる安全、清楚で落ち着いた教室環境づくりを心がけましょう。



参考：福岡県人権教育推進プラン P.15

人権教育の「ツボ」②

ご存知ですか？「こども大綱」

- 令和5年4月に施行され「こども基本法」を基に、令和5年12月に「こども大綱」が公表されました。
- 「こども大綱」は、少子化社会対策や貧困対策の推進、子ども・若者の育成支援を通して、「こどもまんなか社会」の実現を図っていくものです。
- そのために、こどもを**権利の主体**として捉え、その権利を保障し、最善の利益を考えていくことが大切です。

こどもまんなか社会

😊 権利の主体 😊

権利を保障し 最善の利益を！

最善の利益

こどもに関することが決められ、実行するときには、発達段階に応じて、子どもの意見を尊重しうえて、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を考えなくてはならない。
参照：ユニセフHP、日本弁護士連合会HP

☆「権利の主体」とは、**意見表明・自己選択・自己決定等の主体**であることを指します。人権教育資料集P36の「授業づくりの視点」でも自己選択・決定の場を工夫するためのポイントを示しています。

こどもの「意見」とは？

Opinion?

「こどもの意見が大切なのはわかるけど」
「こどもが何も言わないのだけど…」

児童の権利条約第12条(原文は英語)では「意見」は「**view(s)**」であり、**言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態を指す。**

→教師が観察力を高め、授業中の姿勢、休み時間の様子、子どもがつくる作品等、はっきりと言葉で表現できていない「意見」をも汲み取る姿勢が大切です。

子ども・若者育成支援に関連して 「ヤングケアラー」法制化へ

○令和6年度の通常国会で「子ども・若者育成支援推進法」の改正案が提出される予定です。改正案ではヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、法的にも支援の動きが始まると思われます。

こども大綱の理念を生かす

学校では、児童・生徒が、こどもの権利、こども基本法等を学ぶ機会をつくるとともに、**こどもが自らの意見を考える力を身につけさせたり、意見を表明しやすい授業づくりを行ったりする必要があります。**

安心して「わからない」と言える教室

○こども大綱では「困難を抱える時に助けを求め、回復する方法」を学ぶ必要性が示されています。学校で困難を抱える時は、「授業がわからない時」ではないでしょうか。○「わかる人、手を挙げて!」だけでは、「わかっているこども」しか手を挙げられません。→以下のように発問等を工夫して、すべての児童が安心して授業に参加できるようにしましょう。

- ☆理解の度合いを質問する
「〇〇までは理解できた人!」
「ヒントが欲しい人!」
- ☆クラス内のつながりを意識させる発問
「友だちと一緒に考えたい人!」
「悩んでいる友だちに教えてくれる人!」

一学力調査からみえてくること一

○「令和5年度全国学力・学習状況調査 福岡県学力調査結果報告書(R5.12)」では、「自分のよさを自覚しながら粘り強くやり遂げようとする児童生徒ほど教科の正答率が高い」と言及されています。これを踏まえて、本県では今後、自己有用感(自分にはよいところがある)、自己効力感(自分ならできる)等の「非認知的能力」を育成する取組も重要視されます。○「非認知的能力」は人権教育における人権感覚の価値的・態度的側面や技能的側面とも多く重なります。このことから「学力向上」は「人権感覚育成」が基盤となり進めることが大切であるという認識をもっていただきたいと思ひます。